

《中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ハ)の認定申請について》

(利益率要件)

1. 認定基準（以下の*すべての要件を満たしていることが必要です）

- * 経済産業大臣の指定を受けた業種（指定業種）に属する事業を行う中小企業者。

※指定業種については中小企業庁ホームページで確認できます。

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

- * 君津市の認定対象は、法人は本店登記が君津市内にあること。

個人事業主の方は主たる事業所の所在地が君津市内にある方です。

- * 以下の（ハ）－①～②のいずれかの要件を満たしていること。

(ハ) － ①

指定事業を行っており、最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少している。

(ハ) － ②

指定事業と非指定事業を行っており、最近3か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少している。

2. 必要書類

上記（ハ）－ ①～②のうち該当する申請様式を使用してください。

①	認定申請書	原本2通
②	月平均売上高営業利益率算出表	
③	月別の売上高が確認できる書類（月別試算表、売上台帳）	
④	商業登記簿謄本	※法人の場合（3 か月以内のもの） ※個人事業主の場合は確定申告書の写し
⑤	許認可証の写し	※許認可業種の場合
⑥	委任状	※本人以外の申請の場合

※状況により他の書類が必要となる場合があります。

3. 注意事項

- 金額は円単位で記入してください。
- 端数がでた場合は、小数点第2位以下を切捨てし、第1位までを記入してください。
- 最近3か月及び1か月の数字は、原則として申請月の前月を含む3か月及び1か月を意味します。ただし、前月分の売上高等が未集計のときは、申請月の前々月を含む3か月及び1か月とします。

【問合せ】 君津市役所 経済振興課

電話 0439-56-1277